

補正情報

2019年1月16日

肢別過去問（法令上の制限、税その他）に誤りがありました。つきましては、下記の通り訂正するとともに、深くお詫び申し上げます。

記

P132 第1節 不動産鑑定評価基準（鑑定評価の方式） 問16の解説

修正前

- 16 ○ 不動産の価格の鑑定評価の手法には、不動産の再調達に要する原価を基礎とする原価法、周辺の不動産の取引事例を基礎とする取引事例比較法、不動産から生み出される収益を基礎とする収益還元法の3手法があり、**不動産の鑑定評価にあたっては、複数の手法を適用すべきである。**

修正後

- 16 × 不動産の価格の鑑定評価の手法には、不動産の再調達に要する原価を基礎とする原価法、周辺の不動産の取引事例を基礎とする取引事例比較法、不動産から生み出される収益を基礎とする収益還元法の3手法があり、**不動産の鑑定評価にあたっては、複数の手法を適用すべきである。**

タキザワ宅建予備校
講師 瀧澤 宏之